

農 業 次 世 代 人 材

投 資 資 金

18歳以上

50歳未満

「本気で農業」はカッコいい

大牟田市 新規就農支援制度

中高年だつて、
負けられない

50歳以上

65歳未満

中 高 年

就 農 給 付 金

(70歳未満まで受けられる場合もあります)

大牟田市で農業を始めようとするみなさまへ

職業としての農業を始める（新規就農）には、次の手順で手続きが必要です。

1 まずは農地さがしから

農業を始めるには、基盤となる農地を借入れまたは購入する必要があります。

手続きは、その農地がある市町村の「農業委員会」で行います。

ただし、条件の良い空き農地の情報などは、地元で調整が行われ、契約が成立することが多いため、知人や就農希望地の農家を通じ、自分で地道に情報収集することが就農の近道です。なお、大牟田市で農業を始めるためには、30a（3,000㎡）以上の農地の確保が必要です。

2 農地利用の計画書の作成と許可・決定

農地を確保するためには、借り入れ又は購入の手続き（「申請書」と「営農計画書」を作成）を農業委員会で行う必要があります。

営農計画書は、就農後の「栽培作物」「生産方法」「所得見込額」などを詳しく記入し、将来にわたり農地を荒らすことなく有効に利用できるかを確認するものです。その際、農作業の技術・知識、補助労働力などについてもお尋ねします。

3 国や市の補助制度の利用を希望する場合は、別の計画書の作成と認定が必要です

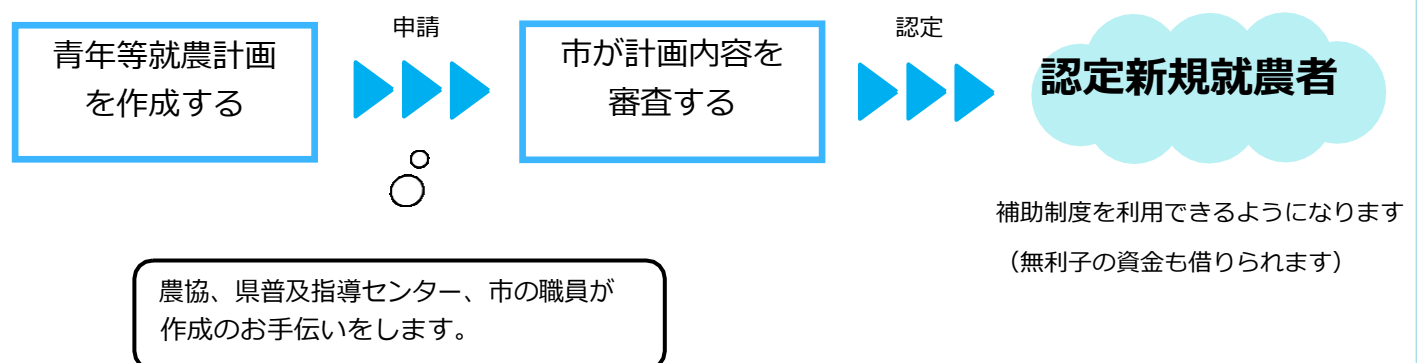
国の「農業次世代人材投資資金」や、大牟田市の「中高年就農給付金」の利用を希望する人は、営農計画書とは別に「青年等就農計画」を作成し、市から**認定新規就農者**として認定を受ける必要があります。

青年等就農計画は、営農計画書の内容に加えて、経営方針や資金借り入れの計画等も考慮します。その上で、就農して5年後の所得目標が「300万円以上」になるよう設定します。

農地取得までの流れ（上の案内文の1と2）



農地取得後に補助制度の利用を希望する場合（上の案内文の3）



新規就農者のための補助制度のご紹介

「認定新規就農者」になると、就農初期の経営安定のために、国や市の補助金を受けることができます。

農業次世代人材投資資金（国の補助制度）

対象：18歳以上50歳未満の認定新規就農者

内容：最大で年150万円を3年間、4年目以降は120万円を交付します（夫婦で就農する場合は、年1.5を乗じた額）

※就農後の経営状況などにより交付を停止する場合があります

※就農状況報告書（年に2回）及び作業日誌（交付終了後5年間）を提出していただきます

※農協、県、市による「サポートチーム」が定期的にアドバイスをを行います

※交付3年目終了時に「中間評価」を行い、結果によっては交付を中止することがあります

※交付終了後、農業をやめた場合など資金を返還しなければならない場合があります

中高年就農給付金（市の補助制度）

対象：50歳以上65歳未満の認定新規就農者

内容：50歳以上55歳未満 年100万円を3年間交付します

55歳以上65歳未満 年75万円を3年間交付します

※交付額の停止又は返還、報告書の提出や定期的なアドバイスは、農業次世代人材投資資金と同様に行います

60歳以上70歳未満で、生きがいを目的に農業を始めようとする人向けの支援もあります。

青年等就農資金（融資制度）

認定新規就農者を対象にした、**無利子の資金**です。ハウス等の施設や、機械を取得するために使えます。

融資限度額：3,700万円

金利：無利子

返済期間：17年以内（うち、据え置き期間5年以内）

融資機関：株式会社日本政策金融公庫

制度を利用するには手続きが必要です。手続きには一定の期間を要しますので、資金がすぐにお手元に届くわけではありません。

就農相談について

「農業に興味がある」「農業で生活していきたい」という人を対象に就農相談を行います。

相談は、**事前に申し込み**が必要です。

申し込みは、電話、電子メール、大牟田農林水産課の窓口で受け付けます。お気軽の相談してください。

問い合わせ：大牟田市役所農林水産課（〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地）

TEL 0944-41-2754

E-MAIL e-nourinsuisan01@city.omuta.fukuoka.jp

市公式ホームページ <http://www.city.omuta.lg.jp/>